令和８年１０月２０日
独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構

職員の懲戒処分について

以下の非違行為があり、当該非違行為者に対して、職員就業規則に基づく懲戒処分を行った。

１　被処分者及び処分の種類
　施設職員　戒告

２　処分発令日
　令和８年１０月２０日

３　処分の理由
　職員就業規則違反

４　事案の概要
　施設職員が、出張期間中に業務用に借り上げたレンタカーを私的に利用し、観光していたもの。

以上